多面的機能発揮促進事業に関する計画(変更)の概要

平成30年10月18日

熊 本 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等				
1 号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域と の 重複の有無	実施期間	実施主体	備考
0				熊本市東区秋津町第1~ 4集落 地内	無	平成26年度 ~ 平成30年度	環境保全管理	変更内容: 対象施設の変 更
						~		
						~		
						~		
						?		
						?		
						?		
						?		
						~		
						~		